

給与に関する報告及び勧告

令和3年10月

横浜市人事委員会



人 調 第 575 号

令和 3 年10月13日

横浜市会議長 清水 富雄 様
横 浜 市 長 山 中 竹 春 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	5
(参考) 人事院勧告の骨子	6

別紙第 2

(ページ)

勧告	9
----	---

別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告	11
1 心身ともに健康で働きやすい職場づくり	11
(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止	12
(2) メンタルヘルス対策	12
(3) ハラスメントの防止	13
2 柔軟な働き方が可能な職場づくり	14
(1) デジタル技術を活用した新しい働き方の推進	14
(2) 仕事と育児の両立支援	15
3 多様な職員が持てる力を伸ばし、発揮できる職場づくり	16
(1) 「育てあう・学びあう職場づくり」の推進	17
(2) 女性職員の活躍推進	17
(3) 障害のある職員の活躍推進	18
(4) 定年の引上げ、高齢層職員の能力及び経験の活用	18
4 市民からの信頼確保	19

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。）33,202人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～6表（28～53頁）]

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,400事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した295事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外されている。

調査項目は、次表の調査対象職種（54職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～15表（57～70頁）]

《調査対象産業等一覧》

項 目	内 容
調査対象産業 (1,400事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (54職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）等
調査実人員	13,864人

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 給与月額

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員のうち、医療技術・看護職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を62円（0.02%）上回っている。

本市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
384,950円	385,012円	△62円 (△0.02%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

(2) 特別給

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額の間月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.32月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合がそれを0.13月分上回っている。

民間	本市
4.32月分	4.45月分

[参考資料第9表 (66頁)]

(3) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間 (事務・技術)	本市 (一般行政職)
大 学 卒	208,988円	206,596円
高 校 卒	175,423円	171,448円

[参考資料第11表 (67頁)]

3 国家公務員の給与

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員給与が民間給与を19円（0.00%）上回っていたが、較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないこととされた。

期末・勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.13月分上回っており、支給月数を0.15月分引き下げよう言及した。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。

[参考（6頁）]

4 給与改定に関する考え方

(1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を62円（0.02%）上回っている。

本年は較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行うには十分でないことから、給料表及び諸手当の改定は行わないこととする。

(2) 期末・勤勉手当

特別給については、前記2(2)のとおり、本市の期末・勤勉手当の年間支給割合が、民間事業所の特別給の年間支給割合を0.13月分上回っていた。このため、期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くことが適当である。

(参考) 人事院勧告の骨子

1 国家公務員給与と民間給与との比較

<月例給>

○民間給与との較差 △19円 (0.00%) [行政職(一)…現行給与407,153円 平均年齢43.0歳]

<ボーナス>

○民間の支給割合 4.32月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）を改正することを勧告する。

1 期末手当

次の表に掲げる支給割合となるよう、期末手当の支給割合を改定すること。

(1) 令和3年12月期

再任用職員以外の職員		再任用職員	
一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
100分の115	100分の95	100分の62.5	100分の52.5

(2) 令和4年6月期以降

再任用職員以外の職員		再任用職員	
一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
100分の122.5	100分の102.5	100分の67.5	100分の57.5

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

人事給与制度等に関する報告

現在、本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響や、地球温暖化の進行による自然災害の増加、デジタル化の進展などにより、急速な社会生活の変化に直面している。

こうした変化の中、ICTやオンラインの積極的な活用、新型コロナウイルス感染症への体制強化及び行政サービスの継続や社会全体における働き方の見直しへの対応としてのテレワークやWeb会議の拡充等、様々な取組が進められている。

また、行政課題はますます複雑・高度化しており、行政を担う公務員には、課題を的確に把握し、迅速に対応することが求められている。

このような状況の中、市民の信頼や要請に応え、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を維持していくためには、「心身ともに健康で働きやすい職場づくり」、「柔軟な働き方が可能な職場づくり」、「多様な職員が持てる力を伸ばし、発揮できる職場づくり」、「市民からの信頼確保」に努めることが必要である。また、これらは相互に関連しており、総合的・一体的に推進することが求められる。その方向性について、以下のとおり報告する。

1 心身ともに健康で働きやすい職場づくり

職員一人ひとりが心身ともに健康で、良好な職場環境で業務を遂行することは、職員満足度を向上させ、良質な市民サービスの提供につながる。

多くの職場では、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、引き続き、感染拡大を防止するために柔軟な対応が求められている。こうした中、職員の安全と健康への配慮がより重要になっている。組織全体で、職員の心身の健康を守ることができるよう、長時間労働の是正・過重労働の防止をはじめ、メンタルヘルス対策やハラスメントの防止に、より一層、きめ細やかな対応を行っていくことが必要である。

(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止

本市における令和2年度の超過勤務実績は、総時間数では前年度を下回り、約2%の減となったものの、月80時間を超える超過勤務を行った職員の延べ人数や、年720時間を超える超過勤務を行った職員の人数は大幅に増加した。

また、新型コロナウイルス感染症や風水害などの緊急事態への対応や、重要施策の推進に係る業務に対応するため、恒常的に超過勤務により対応せざるを得ない職場や、管理監督者自らが長時間勤務を行っている職場が散見され、職場ごとの違いがより顕著になっている。

「超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則」においては、重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する場合でも、事後、上限を超えて超過勤務を命じた要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしている。

令和3年度から、同規則で定める上限を超えて超過勤務が発生した区・局・統括本部において、区・局・統括本部長自ら取組計画書を作成し、当該区・局・統括本部を所管する副市長に報告を行う等の取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症などへの対応のため一定の増員がなされているが、要因の整理、分析及び検証を行った結果を、業務分担や人員配置の見直し等に生かしていくことが重要である。

加えて、年度途中で想定外の業務量の増大や対応の長期化などが発生した場合に備え、職員に過度な負荷がかからない様に、引き続き、組織のトップ層や職場の上司が適切にリーダーシップを発揮し、事前の準備や臨機応変な対応を行うとともに、非常時には柔軟に協力し合うことのできる風土づくりに努めることが重要である。

また、管理監督者には、過重労働により健康に悪影響が及ぶことが懸念される職員に対し、必要に応じて健康管理について助言を行うとともに、健康管理医による面接指導を受けるよう勧奨する等、職員の健康を守るための取組に努めることが求められる。

(2) メンタルヘルス対策

本市における精神疾患による休職者数は全休職者数の7割から8割程

度で推移しているが、令和2年度は240人¹となり、「横浜市職員の心の健康づくり計画」が策定²されて以来、最も多くなった。

本市では、同計画に基づき、「理解ある、働きやすい職場環境の実現」と「早期発見、適切な対応、早期復帰ができる体制の実現」のための取組を進めているが、メンタルヘルス対策の充実は、安心して働ける職場づくりに不可欠である。

メンタルヘルス不調者の発生予防・早期発見、ストレスチェック等の活用による職場環境改善、長期療養者へのきめ細かい対応等を行うといった、「横浜市職員の心の健康づくり計画（第三次こころ計画）中間評価報告書³」において示された方向性に基づき、引き続き、取組に努めることが重要である。

また、事業場における労働災害・健康障害を防止するために設置されている安全衛生委員会を、職員の健康や安全等に関する取組状況や調査結果のフィードバックの場として、メンタルヘルス対策の観点からも積極的に活用する等、より効果的に実施する工夫も重要である。

(3) ハラスメントの防止

職場内でのハラスメントは、被害者を大きく傷つけるだけでなく、職場環境を害し、メンタルヘルスの不調の原因にもなり得るものであり、その防止に向けた取組を進めることは欠かせない。

ハラスメントの防止には、日ごろから職員間で積極的にコミュニケーションを取り、信頼関係を築くことが重要である。また、コミュニケーションを取ることは、その中で、指導とハラスメントの違いを互いが認識し、指導すべきは指導できる関係性を構築することにもつながるため、人材育成の観点からも重要である。

引き続き、職員一人ひとりが、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに加え、性的指向や性自認に関するハラスメントであるSOGIハラスメントなど、組織内外を問わず、あらゆるハラスメントへの意識を高め、防止に努めていくとともに、防止のための組織的な取組を継続して行っていかなければならない。

¹ 会計年度任用職員を除く。

² 平成21年3月策定

³ 令和3年5月公表

2 柔軟な働き方が可能な職場づくり

テレワークの推進など、柔軟な働き方が可能な職場づくりは、時間と場所に制約されない働き方の推進という従来からの観点に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止策としての観点も加わり、一層の推進が求められている。

職員個々の事情に応じた柔軟な働き方が可能な職場づくりを推進することは、職員が育児や介護等を行うこととなった場合に、仕事と家庭の両立を図るという観点からも重要である。

そのためには、デジタル技術を活用したテレワークやWeb会議等の新しい働き方の推進と、妊娠・出産・育児や介護等、仕事と家庭の両立支援の充実に、より一層取り組んでいくことが必要である。

(1) デジタル技術を活用した新しい働き方の推進

行政のデジタル化は、一層の市民サービスの向上や行政運営の効率化に加え、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備や、長時間労働の是正にも資するものであり、積極的に推進することが重要である。

テレワークやWeb会議の利用拡大にあたっては、IT環境の整備にスピード感を持って取り組むとともに、職場及び職員間のコミュニケーションを充実させることが必要であり、コミュニケーションの充実に資するツールを整備していくべきである。

特に、テレワークについては、時間や場所という点で、仕事とプライベートの区別が曖昧となるおそれや、対面でのコミュニケーションが減少することで、業務プロセスの評価が困難になるといった課題も懸念される。推進にあたっては、勤務時間の管理や、実施場所の確保を含めた在り方、人事考課の方法等についても、今後検討を進めていく必要がある。

また、今年度、横浜市会のデジタル化推進特別委員会では、調査・研究テーマを「行政のペーパーレス・オンライン会議の日常的な利用推進について」とし、職員の業務効率化とそれによる市民サービスの向上に資するような提言を行うとしている。

ペーパーレスは、Web会議とともにデジタル化の基本となる取組である。ペーパーレスが当然の取組として定着するとともに、通常の業務の中でもWeb会議が活用できるよう、引き続き取組を推進するべきである。

(2) 仕事と育児の両立支援

令和2年5月、少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、本年6月には、民間労働者について、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等を改正する法律が成立した。これにより、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等について、より一層の措置が講じられることとなった。官民を問わず、特に、育児休業や休暇の取得率が低い男性の育児参画の促進が求められている。

本市における男性職員の育児休業の取得率は、近年、増加傾向にあるものの、次の表のとおり、依然として、女性職員と比較すると低くなっており、期間については短期の取得となっている。

【表】令和2年度の育児休業取得実績¹

	育児休業取得率	取得期間別の取得率
男性職員	24.1%	1か月未満 8.3% 1か月以上 15.8% うち 1か月以上6か月未満 11.8% 6か月以上1年未満 2.1% 1年以上 1.9%
女性職員	99.5%	1か月未満 0.0% 1か月以上 99.5% うち 1か月以上6か月未満 5.2% 6か月以上1年未満 31.3% 1年以上 62.9%

本市では、令和7年度までに、男性職員の育児休業について1か月以上の取得率30%、また、配偶者の出産のための休暇及び男性職員の育児参加休暇について3日以上の取得率100%という目標設定がされた²ところである。目標達成に向けては、達成のための行程やスケジュールなどを示したロードマップを作成し、計画的に取組を推進していくべきである。

¹ 企業局職員及び市立学校教職員（市立高校教職員を除く）、特別職を除く。また、取得率は小数点以下第2位を四捨五入している。

² 令和3年3月に策定された「第5次横浜市男女共同参画行動計画」における目標値

育児休業の取得を促進するためには、男女を問わず、取得が見込まれる職員を早期に把握するための仕組み等を整備することや、国や先進的な他都市の事例を参考に、取組を推進することが重要である。国家公務員においては、取得促進の取組について、管理職の人事評価に反映させること等を推進した結果、1か月以上の休暇・休業を取得した職員¹は88.8%となる等、成果が表れている。

また、男性が育児のために休暇や休業を取得することは、本人にとって子育てに関わる契機となるとともに、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から重要となる。こうした、育児のために休暇や休業を取得することのプラス面や、育児プランシート²等のツールの存在についても、より積極的に情報発信することが求められる。

また、本年8月10日、人事院から国会及び内閣に対して、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるために、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」が行われたところである。

本市においても、国の動向を引き続き注視するとともに、不妊治療のための休暇の新設など、意見の申出にあわせて示された妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための各種措置について、その趣旨を踏まえて、適切に対応していくことが求められる。

3 多様な職員が持てる力を伸ばし、発揮できる職場づくり

社会経済環境の変化が激しい現在において、変化に迅速かつ的確に対応し、多角的な視点からより良い市民サービスを展開していくためには、年齢、性別、職位、障害の有無、ライフスタイル等を問わず、多様な職員がその能力を最大限に発揮できる職場づくりが求められている。

また、多様な人材の確保に、引き続き着実に取り組むとともに、「育てあう・学びあう職場づくり」を推進し、職員の育成に努めることが重要である。

加えて、市民の半数を女性が占める中で、多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、女性職員の政策決定場面への参画を拡充していくことも欠かせない。

¹ 令和2年度第1四半期に子どもが生まれた職員のうち、子の出生後1年以内に、1か月以上の休暇・休業を取得した男性職員

² 本市作成のもので、出産予定日を入力すると、各種制度の利用開始・終了日が自動でわかるシート

高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用することも重要であり、定年の引上げが円滑に行われるよう、対応していくことが必要である。

(1) 「育てあう・学びあう職場づくり」の推進

令和2年度に実施された職員満足度調査では、「仕事のやりがい」、「職場の人間関係」、「人材育成」のすべての項目で、平成30年度に行われた前回調査よりも満足度が低下している。

本市においては、人材育成の中心をOJTと位置づけ、日常のコミュニケーションを通し、育てあう・学びあうことにより、人材の育成を図るとともに、風通しのよい職場風土づくりの実現に取り組んでいる。しかし、新しい生活様式や働き方の変化もあり、職場内外でのコミュニケーションの機会が減少している。

引き続き、職場におけるコミュニケーションの重要性を全職員が認識し、「育てあう・学びあう職場づくり」を推進していけるよう、上司と部下の双方がしっかりと向き合うとともに、1対1でコミュニケーションを取る時間を設ける等の工夫を行うことが必要である。

また、様々な行政課題に適時・的確に対応できる職員を育成するためには、人事交流等、民間の知見を積極的に取り入れることのできる機会を増やすことが重要である。これにより、公務においては新しい考え方を取り込むことができるとともに、職員のキャリアアップにつながる効果が期待される。

(2) 女性職員の活躍推進

本市では、課長級以上に占める女性割合の目標値を、令和7年度までに30%以上としている¹が、現状は18.1%に留まっており、職員の男女比がほぼ同数の中で、女性職員を組織として十分に生かしているとは言えない状況である。また、今年度の係長昇任試験においても、女性職員の受験率は21.6%と、男性職員の受験率53.5%に比べ、かなり低い状況²である。

¹ 令和3年3月に策定された「第5次横浜市男女共同参画行動計画」における目標値

² 令和3年度係長昇任試験A事務区分の受験率

その背景には、責任職として責任を担うことや、ワーク・ライフ・バランスが取れなくなるのではないかとといったことへの不安があることが考えられる。

そうした中で、意思決定層に占める女性の割合を増やしていくためには、個々の職場において、様々な職務経験を積む機会を男女差なく提供することが必要である。また、責任職から部下職員へ、日々、助言や指導を行うとともに、責任職のやりがいや魅力を伝える等、昇任への意識醸成を図っていくことが求められる。

また、女性職員が、ライフイベントに合わせて、柔軟に働きながら、キャリアアップを図ることができるイメージを持つために、職位を問わず、働きやすい職場づくりを推進するとともに、女性責任職の多様なロールモデルを増やしていくことも重要である。

加えて、女性職員が昇任に挑戦しやすい環境を作っていくためには、「家事・育児等のケア労働は、女性が中心に担うもの」といったジェンダーバイアスを取り除き、男性もケア労働を積極的に担うことの重要性を周知していくことも肝要である。

(3) 障害のある職員の活躍推進

障害者雇用を進める上では、障害のある職員一人ひとりが、その障害特性に応じて、能力を発揮できる職場づくりを目指すことが必要である。特に、公務部門における障害のある職員の活躍は、ダイバーシティとインクルージョン（多様性と包括）等の理念の浸透にもつながり、行政サービスの向上の観点からも重要である。

引き続き、定着支援のための取組の充実を図るとともに、障害に関する理解促進・啓発のための研修等を実施することも必要である。また、障害特性を踏まえた職の検討や、より働きやすい職場環境の改善に努めることも重要である。障害の有無にかかわらず、職員一人ひとりが互いを尊重し、ともに活躍するための風土づくりが重要である。

(4) 定年の引上げ、高齢層職員の能力及び経験の活用

本年6月には、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置として、国家公務員法及び地方公務員法の改正がされた。

今後、定年が段階的に引き上げられると、本市においても、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が進行することから、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためにも、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果が任用、給与等に適切に反映されるよう、対応していく必要がある。

高齢層職員の能力及び経験の積極的な活用に向けて、定年の引上げが円滑に行われるよう、関係部局が協力して検討し、計画的に準備を行っていくことが重要である。

4 市民からの信頼確保

本市の目指すコンプライアンスは、「単に法令を遵守するにとどまらず、市民や社会からの要請に全力で応えていくこと」を実現することである。

しかしながら、多くの職員が日々職務に精励している一方、市民からの信頼を失墜させるような不祥事や、不適切な事務処理等も発生している。

職員のコンプライアンスは、市民からの信頼を得るための重要な要素であり、コンプライアンスに関して、不断の取組を行うことは、コンプライアンスに対する職員の感度を高めるとともに、組織や職員に対する市民の信頼感を高め、その組織に対する魅力の向上にもつながるものである。

本市では、職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施する等、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。本市の目指すコンプライアンスの実現に向けて、勤務時間内外を問わず、公務員としての高い倫理観を認識し、不祥事を防止することが必要である。また、不適切な事務処理等については、発生防止のため、ダブルチェック等の基本的な取組を徹底するとともに、発生した場合は、その原因を分析し、再発防止に向け組織的に対応することが必要である。

改めて、職員一人ひとりが、公務員による不祥事や不適切な事務処理等を「他人ごと」と思わずに自身の業務や職場の状況等に照らして咀嚼^{そしゃく}し、発生及び再発の防止に向けた不断の取組を行っていくことが求められる。

参 考 资 料

目 次

第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

横浜市職員給与等実態調査の概要	27
第1表 給料表別・級別平均給与月額等	28
第2表 給料表別人員等	29
第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等	48
第4表 扶養手当の支給状況	52
第5表 住居手当の支給状況	52
第6表 管理職手当の支給状況	53

第2部 民間給与の実態

(ページ)

職種別民間給与実態調査の概要	57
第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数	57
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	58
第9表 民間における特別給の支給状況	66
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	66
第11表 職種別・学歴別初任給	67
第12表 民間における扶養（家族）手当の支給状況	68
第13表 民間における給与改定の状況	69
第14表 民間における定期昇給の実施状況	69
第15表 対応級表	70
(参考) ラスパイレス方式による比較とは？	71

第3部 労働経済の動向

(ページ)

第16表 労働経済指標	74
-------------	----

第1部 本市職員給与の実態

横浜市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び時期

この調査は、令和3年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査対象

(1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員
(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。)

※ 再任用職員については、データの集計には加えていない。

(2) 調査人員

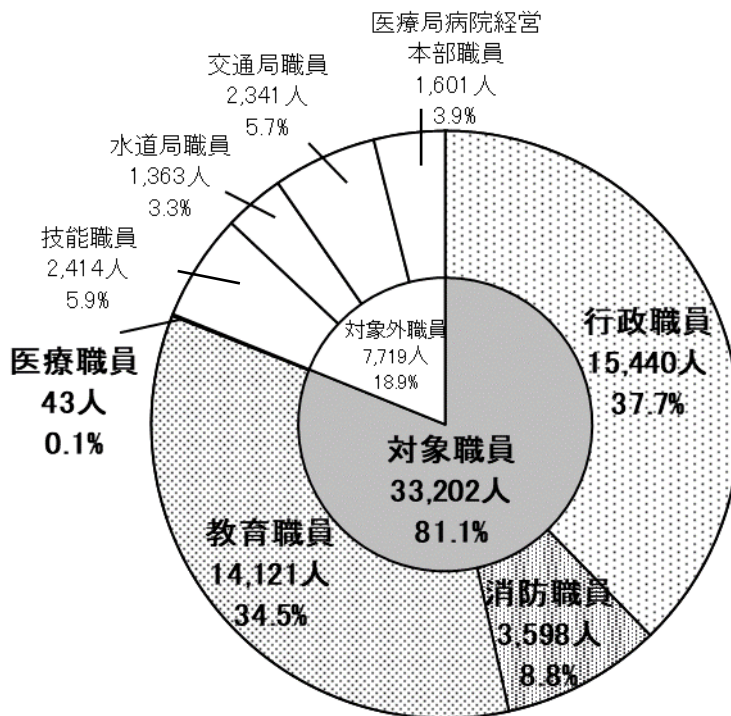
33,202人

3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

【職員数内訳】

全職員：40,921人（会計年度任用職員、休職者等を除く。）



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と一致しない。

第1表 給料表別・級別平均給与月額等

(その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	15,440	383,175	315,986	6,532	52,324	3,826	4,507	40.5	0.63	17.5
1	3,117	239,715	198,821	550	31,899	8,445	0	26.2	0.06	3.8
2	4,387	328,155	272,400	4,873	44,364	6,518	0	35.5	0.51	12.2
3	3,953	440,041	371,691	7,646	60,694	10	0	50.2	0.70	27.7
4	2,231	440,876	366,762	11,735	60,560	1,819	0	44.6	1.16	21.3
5	572	479,330	399,372	13,784	66,105	69	0	48.8	1.29	25.6
6	925	593,203	451,727	12,077	81,815	21	47,563	51.5	1.12	27.6
7	208	700,334	501,721	10,236	96,598	0	91,779	55.6	1.07	32.2
8	47	803,446	550,796	3,617	110,820	0	138,213	57.9	0.62	34.3

(その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	3,598	376,883	307,479	12,082	51,466	3,742	2,114	39.4	1.24	18.5
1	700	237,270	195,897	1,284	31,549	8,540	0	24.3	0.14	3.3
2	1,069	325,714	263,936	11,415	44,056	6,307	0	32.7	1.23	11.0
3	1,373	443,933	366,202	16,081	61,165	485	0	49.2	1.60	29.0
4	253	461,265	376,928	20,447	63,580	310	0	45.3	2.05	24.1
5	75	484,206	400,612	16,807	66,787	0	0	49.8	1.73	28.0
6	103	599,342	449,464	15,675	82,601	0	51,602	53.8	1.51	32.8
7	25	699,090	501,364	9,640	96,426	0	91,660	57.1	1.16	36.1

(その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	14,121	410,711	340,962	6,171	56,019	4,567	2,992	39.3	0.61	15.9
1	3	327,186	267,592	8,833	44,228	6,533	0	37.0	1.00	16.8
2	11,265	383,684	320,955	4,921	52,139	5,669	0	36.6	0.50	13.2
3	1,957	489,166	410,491	10,936	67,429	310	0	48.4	1.04	25.0
4	509	560,740	430,594	12,800	77,322	0	40,024	52.1	1.16	28.3
5	387	603,961	454,395	9,722	83,305	0	56,539	56.3	0.86	33.0

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	43	637,120	473,967	9,291	87,530	1,367	64,965	50.3	0.93	24.2
1	3	364,469	302,933	0	48,469	13,067	0	31.8	0.00	4.8
2	4	466,204	392,775	9,125	64,304	0	0	38.3	1.00	12.6
3	15	610,083	463,033	12,167	83,509	1,307	50,067	48.4	1.13	22.3
4	17	708,440	511,224	9,647	97,716	0	89,853	55.1	0.94	29.4
5	4	810,811	566,100	4,125	111,836	0	128,750	62.5	0.75	36.1

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	33,202	394,533	325,891	6,983	53,848	4,129	3,682	39.9	0.69	16.9

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	15,440 (46.5)	12,209 (79.1)	1,122 (7.3)	2,092 (13.5)	17 (0.1)	8,080 (52.3)	7,360 (47.7)
消防職員	3,598 (10.8)	1,504 (41.8)	40 (1.1)	2,054 (57.1)	0 (0.0)	3,463 (96.2)	135 (3.8)
教育職員	14,121 (42.5)	13,471 (95.4)	636 (4.5)	14 (0.1)	0 (0.0)	6,053 (42.9)	8,068 (57.1)
医療職員	43 (0.1)	43 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (53.5)	20 (46.5)
計	33,202 (100.0)	27,227 (82.0)	1,798 (5.4)	4,160 (12.5)	17 (0.1)	17,619 (53.1)	15,583 (46.9)

(注) 1 ()内の数字は、構成比である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	3,117	-	4,387	-	3,953	-	2,231	-	572
1	126,900		198,200		220,700		240,600		265,600	
2	128,000		200,300		222,600		242,800		267,800	
3	129,100		202,300		224,500		244,900		270,100	
4	130,100		204,500		226,500		247,100		272,300	
5	131,000		206,500		228,600		249,300		274,500	
6	132,000		208,500		230,700		251,500		276,600	
7	133,000		210,300		232,800		253,600		278,700	
8	134,100		212,000		234,900		255,700		280,800	
9	135,100		213,800		236,900		257,800		282,900	
10	136,200		215,500	1	238,900		259,900		285,000	
11	137,300		217,200		240,900		262,000		287,100	
12	138,400		219,000		242,900		264,200		289,300	
13	139,500		220,800		244,900		266,400		291,500	
14	140,500		222,800	1	246,900		268,500		293,700	
15	141,500		224,800	5	248,900		270,600	1	295,800	
16	142,600		226,700	8	250,800		272,700		297,900	
17	143,600		228,600	222	252,700		274,800	5	300,000	
18	144,700		230,600	110	254,600		277,000	2	302,200	
19	145,800		232,600	60	256,500		279,200	2	304,300	
20	146,800		234,600	56	258,500		281,500		306,300	
21	147,800	18	236,600	149	260,500		283,700	18	308,400	
22	148,900	1	238,500	77	262,500		285,800	2	310,500	
23	150,000	4	240,400	73	264,500		287,900	3	312,700	
24	151,100		242,300	43	266,500		290,000	3	314,900	
25	152,300	8	244,200	234	268,500		292,100	19	317,200	
26	153,900	18	246,100	70	270,600		294,300	5	319,400	
27	155,500	7	247,900	91	272,700		296,400	10	321,700	
28	157,100	2	249,800	35	274,700		298,400	5	324,000	
29	158,700	28	251,600	183	276,700		300,400	35	326,300	
30	160,800	11	253,500	58	278,600		302,500	8	328,600	
31	163,200	14	255,500	94	280,600		304,600	11	330,900	
32	165,500	1	257,400	47	282,600		306,700	5	333,200	
33	167,900	25	259,300	183	284,600		308,800	39	335,500	
34	170,500	23	261,200	41	286,600		311,000	14	337,700	
35	173,100	15	263,100	109	288,600		313,200	17	339,900	
36	175,700	1	265,000	52	290,600		315,500	7	342,000	
37	178,100	380	266,900	166	292,600		317,700	35	344,100	
38	179,800	27	268,800	43	294,600		320,000	4	346,100	
39	181,300	19	270,700	136	296,600		322,300	28	348,200	
40	182,900	9	272,600	40	298,600		324,600	13	350,200	
41	184,400	322	274,400	116	300,600		326,900	28	352,100	
42	186,100	34	276,300	49	302,700		329,300	12	354,100	
43	187,900	29	278,200	110	304,900		331,600	29	356,100	
44	189,700	14	280,100	25	307,100		333,900	12	358,000	
45	191,400	331	281,900	114	309,200	1	336,100	27	359,900	
46	193,100	40	283,700	49	311,300		338,300	12	361,700	
47	194,800	40	285,600	85	313,500		340,500	48	363,400	
48	196,600	33	287,400	30	315,700		342,700	12	365,100	
49	198,500	344	289,200	107	317,800		344,800	52	366,700	
50	200,600	42	291,000	45	320,000	1	346,800	18	368,200	
51	202,700	43	292,900	120	322,100	2	348,800	29	369,600	1
52	204,900	39	294,800	40	324,200	1	350,800	11	371,100	1

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	925	-	208	-	47
318,500		456,500	1	543,800	16
321,200		459,500		546,100	
324,000		462,600		548,400	15
326,800		465,600		550,700	
329,500		468,700	1	552,900	6
332,200		471,800		555,000	1
334,900		474,800	1	557,000	2
337,700	1	477,700		559,000	1
340,400		480,500		561,000	2
343,100		482,900	1	563,000	
345,800	1	485,200		564,900	1
348,600		487,400		566,700	
351,400		489,600	1	568,600	
354,100		491,000		570,400	
356,900		492,400	3	572,200	1
359,700		493,800	8	574,000	
362,500	1	495,200	14	575,700	
365,300		496,500	12	577,300	1
368,000		497,800	14	578,800	1
370,700		499,100	13	580,200	
373,500		500,100	16	581,600	
376,200		501,100	20	582,900	
379,000		502,000	18	584,200	
381,800		502,800	10	585,400	
384,500		503,600	10	586,600	
387,300		504,400	10	587,900	
390,100		505,200	2	589,100	
392,900		506,100	6	590,400	
395,500		506,900	8	591,600	
398,200	1	507,700	5	592,800	
400,800		508,500	6	594,000	
403,400		509,300	7	595,300	
406,000	2	510,100	5	596,500	
408,500		510,900	2	597,700	
411,000		511,700	3	599,000	
413,500	1	512,600	3	600,200	
416,000	1	513,400	1	601,400	
418,400	1	514,200	2	602,600	
420,900	3	515,100	1	603,800	
423,400	1	516,000		605,100	
425,800	12	516,800		606,300	
428,000	12	517,600	1	607,500	
430,200	12	518,500	1	608,700	
432,300	9	519,400		610,000	
434,400	17	520,200		611,200	
436,400	18	521,000	1	612,400	
438,300	33	521,800		613,600	
440,100	34	522,700		614,800	
441,800	43	523,500		616,000	
443,500	39	524,300		617,200	
445,100	34	525,100		618,400	
446,600	34	526,000	1	619,600	

級 号給	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	206,900	366	296,700	109	326,300		352,800	39	372,400	2
54	208,900	55	298,600	33	328,400	4	354,700	12	373,700	1
55	210,700	48	300,500	64	330,400	7	356,600	34	375,000	1
56	212,500	45	302,300	38	332,400	1	358,400	17	376,300	1
57	214,300	289	304,200	94	334,300	8	360,100	23	377,600	6
58	216,100	64	306,200	44	336,300	4	361,500	15	378,800	1
59	218,000	64	308,100	78	338,200	8	363,000	35	380,000	1
60	220,000	49	310,000	34	340,100	1	364,400	15	381,100	
61	221,800	35	311,800	71	342,000	23	365,800	40	382,100	8
62	223,900	1	313,500	43	343,800	19	367,100	11	383,100	3
63	226,000	13	315,200	79	345,500	32	368,300	42	384,100	3
64	228,000	4	316,800	33	347,200	40	369,500	11	385,000	3
65	229,900	23	318,500	73	348,800	58	370,600	47	385,900	6
66	231,900	13	319,800	24	350,300	33	371,600	10	386,700	2
67	234,000	2	321,000	38	351,700	50	372,600	29	387,400	12
68	236,100	1	322,300	27	353,100	32	373,500	19	388,100	4
69	238,200	14	323,400	66	354,400	78	374,300	34	388,800	23
70	240,200	2	324,600	15	355,700	45	375,100	18	389,400	5
71	242,100	11	325,700	31	357,000	63	375,900	38	390,000	11
72	244,100	1	326,800	16	358,200	42	376,600	9	390,700	5
73	246,100	3	327,800	23	359,300	65	377,300	39	391,400	18
74	248,000	3	328,900	9	360,300	48	378,000	13	392,000	6
75	249,900	5	330,100	14	361,200	58	378,600	34	392,600	12
76	251,800	1	331,200	6	362,100	50	379,100	17	393,100	8
77	253,700	4	332,200	5	363,000	64	379,600	33	393,700	16
78	255,600	4	333,100	3	363,800	52	380,100	19	394,200	6
79	257,600	4	334,000	4	364,500	51	380,600	26	394,700	15
80	259,600		334,800	4	365,100	65	381,000	16	395,200	2
81	261,500	3	335,500	6	365,700	68	381,400	31	395,700	14
82	263,500		336,200		366,400	46	381,900	18	396,100	7
83	265,500	7	336,900	3	367,000	64	382,300	32	396,600	11
84	267,400		337,500	1	367,600	38	382,700	11	397,000	6
85	269,300	2	338,100		368,100	53	383,000	24	397,400	9
86	271,300	2	338,700	5	368,500	57	383,400	16	397,900	12
87	273,300		339,300	3	368,900	51	383,800	30	398,300	12
88	275,300		339,900	2	369,300	38	384,200	15	398,700	7
89	277,200	6	340,400	2	369,700	46	384,600	16	399,100	7
90	279,100	1	340,900		370,100	36	385,100	19	399,500	3
91	281,000	3	341,400		370,500	45	385,500	22	400,000	8
92	282,900		341,900	1	370,800	44	385,900	15	400,400	14
93	284,800	2	342,500	1	371,200	37	386,200	23	400,800	8
94	285,600	1	343,000	1	371,600	35	386,600	8	401,300	10
95	286,300	5	343,400	2	372,000	30	387,000	20	401,700	11
96	286,900		343,900		372,400	43	387,400	14	402,100	14
97	287,400	6	344,400	2	372,700	55	387,800	25	402,500	6
98	287,900	1	344,900	1	373,100	33	388,200	8	402,900	8
99	288,400	1	345,400	1	373,400	34	388,700	15	403,400	10
100	288,900		345,900		373,800	27	389,100	20	403,800	14
101	289,300	2	346,300		374,100	57	389,500	22	404,200	7
102	289,700		346,600		374,500	29	389,900	11	404,700	5
103	290,100	3	346,900		374,800	47	390,300	20	405,100	11
104	290,500		347,200		375,200	45	390,700	16	405,500	8

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
448,000	25	526,900		620,900	
449,300	36	527,700		622,100	
450,500	29	528,500		623,300	
451,600	13	529,400		624,600	
452,600	20	530,300		625,800	
453,500	27	531,100			
454,400	25	531,900			
455,200	21	532,700			
455,900	27	533,600			
456,600	29				
457,300	26				
458,000	19				
458,600	28				
459,200	31				
459,900	24				
460,600	14				
461,300	21				
461,900	20				
462,600	26				
463,300	18				
463,900	19				
464,500	16				
465,200	15				
465,900	18				
466,500	4				
467,200	9				
467,900	6				
468,500	12				
469,100	8				
469,800	6				
470,500	3				
471,100	4				
471,700	4				
472,300	3				
473,000	3				
473,700	1				
474,300	2				
475,000					
475,700	1				
476,300					
476,900					
477,600	1				
478,300					
479,000					
479,600					
480,300					
481,000	1				
481,600					
482,200					
482,900					
483,600					
484,200					

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	290,900	2	347,500	1	375,500	67	391,100	20	405,900	13
106	291,300	1			375,900	41	391,600	21	406,400	8
107	291,700	4			376,300	83	392,100	29	406,800	8
108	292,000				376,600	42	392,500	15	407,200	11
109	292,300				376,900	72	392,800	33	407,600	13
110	292,600	2			377,300	50	393,200	15	408,100	16
111	292,900	1			377,700	92	393,700	24	408,500	8
112	293,200				378,000	43	394,100	17	408,900	9
113	293,600	16			378,400	64	394,500	22	409,300	15
114					378,800	46	395,000	26	409,700	11
115					379,200	67	395,400	18	410,200	9
116					379,500	71	395,800	15	410,600	12
117					379,900	61	396,100	12	411,000	8
118					380,300	67	396,500	18	411,400	7
119					380,700	52	397,000	15	411,900	5
120					381,000	98	397,400	32	412,300	5
121					381,400	38	397,800	21	412,700	3
122					381,800	69	398,300	29	413,200	
123					382,100	71	398,700	24	413,700	3
124					382,500	87	399,100	16	414,100	
125					382,800	78	399,400	23	414,500	1
126					383,200	83	399,800	15	414,900	
127					383,600	71	400,300	13	415,400	
128					383,900	87	400,700	11	415,800	1
129					384,300	63	401,100	6	416,200	
130					384,700	63	401,600	4	416,700	1
131					385,000	46	402,100	1	417,100	
132					385,300	30	402,500	4	417,500	
133					385,600	87	402,800	1	417,900	
134							403,200	1	418,400	
135							403,700		418,900	
136							404,100		419,300	
137							404,500		419,700	
138							405,000		420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900		420,900	
141							406,300		421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000	2		
148							409,400			
149							409,800	1		
(参考)										
再任用	183,600		210,700	1	246,800	560	263,500	57	284,800	

(注) 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
円	人				
484,900					
485,500					
486,200					
486,800					
487,500					
488,200					
488,800					
489,400					
490,100					
490,800					
491,400					
492,000					
492,700					
493,400					
494,100					
494,700					
495,300					
316,900	59	352,800	3	385,900	17

(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	700	-	1,069	-	1,373	-	253	-	75
1	157,400		181,200		212,700		240,600		265,600	
2	158,100		183,000		214,700		242,800		267,800	
3	158,700		184,700		216,700		244,900		270,100	
4	159,300		186,400		218,700		247,100		272,300	
5	159,800		188,100		220,700		249,300		274,500	
6	160,800		189,900	4	222,600	1	251,500		276,600	
7	161,800		191,600		224,500		253,600		278,700	
8	162,800		193,400	5	226,500		255,700		280,800	
9	163,700		195,200		228,600		257,800		282,900	
10	164,300	20	197,100	9	230,700	2	259,900		285,000	
11	165,100		199,000	2	232,800		262,000		287,100	
12	165,800	8	201,000	4	234,900		264,200		289,300	
13	166,500		203,000		236,900		266,400		291,500	
14	167,400	8	205,000	21	238,900	2	268,500		293,700	
15	168,300	9	206,800	5	240,900		270,600		295,800	
16	169,200	16	208,700	5	242,900		272,700		297,900	
17	170,300	2	210,600		244,900	1	274,800		300,000	
18	172,300	24	212,500	37	246,900	5	277,000		302,200	
19	174,200	8	214,500	6	248,900		279,200		304,300	
20	176,200	12	216,300	6	250,800		281,500		306,300	
21	178,000	5	218,000	3	252,700	1	283,700		308,400	
22	179,800	20	219,900	27	254,600	2	285,800	2	310,500	
23	181,600	11	221,700	5	256,500	1	287,900	1	312,700	
24	183,400	19	223,600	5	258,500	2	290,000		314,900	
25	185,300		225,500	1	260,500	1	292,100		317,200	
26	187,200	84	227,400	38	262,500	2	294,300		319,400	
27	188,800	15	229,400	12	264,500	3	296,400	1	321,700	
28	190,400	16	231,400	13	266,500	4	298,400	1	324,000	
29	192,100	5	233,400	2	268,500		300,400		326,300	
30	193,800	90	235,300	58	270,600	8	302,500	1	328,600	
31	195,600	24	237,300	15	272,700	2	304,600		330,900	
32	197,300	20	239,300	25	274,700	5	306,700		333,200	
33	199,200	5	241,300	10	276,700	2	308,800	1	335,500	
34	201,300	78	243,300	52	278,600	6	311,000	2	337,700	
35	203,400	27	245,200	22	280,600		313,200	1	339,900	
36	205,500	15	247,100	16	282,600	1	315,500	1	342,000	
37	207,500	2	249,000	12	284,600	1	317,700		344,100	
38	209,500	51	250,900	38	286,600	3	320,000	3	346,100	
39	211,300	13	252,900	15	288,600	2	322,300	2	348,200	
40	213,000	9	254,900	20	290,600	7	324,600	1	350,200	
41	214,900	2	256,800	5	292,600	4	326,900	1	352,100	
42	216,700	17	258,800	35	294,600	6	329,300	1	354,100	
43	218,600	6	260,800	9	296,600	1	331,600		356,100	
44	220,500	4	262,800	16	298,600	5	333,900	2	358,000	
45	222,400	1	264,800	12	300,600	3	336,100	3	359,900	
46	224,200	10	266,900	48	302,700	4	338,300		361,700	
47	226,200	2	268,800	11	304,900	3	340,500	1	363,400	
48	228,200	6	270,900	27	307,100	7	342,700	2	365,100	
49	230,200	2	272,900	14	309,200	4	344,800	1	366,700	
50	232,300	14	275,000	18	311,300	6	346,800	3	368,200	
51	234,400	2	277,000	9	313,500	1	348,800	2	369,600	
52	236,400	5	278,900	23	315,700	4	350,800	2	371,100	

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	103	-	25
318,500		456,500	
321,200		459,500	
324,000		462,600	
326,800		465,600	
329,500		468,700	
332,200		471,800	
334,900		474,800	
337,700		477,700	
340,400		480,500	
343,100		482,900	
345,800		485,200	
348,600		487,400	
351,400		489,600	
354,100		491,000	
356,900		492,400	1
359,700		493,800	1
362,500		495,200	2
365,300		496,500	4
368,000		497,800	2
370,700		499,100	1
373,500		500,100	2
376,200		501,100	2
379,000		502,000	1
381,800		502,800	
384,500		503,600	1
387,300		504,400	1
390,100		505,200	
392,900		506,100	1
395,500		506,900	2
398,200		507,700	
400,800		508,500	1
403,400		509,300	
406,000		510,100	
408,500		510,900	
411,000		511,700	2
413,500		512,600	1
416,000		513,400	
418,400		514,200	
420,900		515,100	
423,400		516,000	
425,800	1	516,800	
428,000	1	517,600	
430,200		518,500	
432,300	1	519,400	
434,400	2	520,200	
436,400	2	521,000	
438,300	1	521,800	
440,100	16	522,700	
441,800	4	523,500	
443,500	7	524,300	
445,100	4	525,100	
446,600	4	526,000	

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	238,500	3	281,000	9	317,800	2	352,800	1	372,400	1
54	240,500	1	283,000	28	320,000	6	354,700	4	373,700	
55	242,400		285,000	13	322,100	3	356,600	1	375,000	
56	244,300		287,000	18	324,200	5	358,400	3	376,300	
57	246,300		289,000	9	326,300	2	360,100	3	377,600	1
58	248,300	1	291,000	18	328,400	7	361,500	6	378,800	1
59	250,200	1	293,000	12	330,400	3	363,000	1	380,000	1
60	252,000	1	294,900	20	332,400	6	364,400	3	381,100	
61	253,900		296,800	4	334,300		365,800		382,100	
62	255,700		298,800	24	336,300	7	367,100	6	383,100	
63	257,600		300,800	5	338,200	5	368,300	2	384,100	2
64	259,600	1	302,700	14	340,100	9	369,500	3	385,000	2
65	261,500		304,700	8	342,000	9	370,600	2	385,900	1
66	263,500	1	306,800	13	343,800	8	371,600	2	386,700	
67	265,500		308,700	12	345,500	11	372,600		387,400	
68	267,500		310,700	13	347,200	12	373,500	4	388,100	2
69	269,500		312,600	7	348,800	8	374,300	2	388,800	
70	271,500	1	314,500	14	350,300	13	375,100	3	389,400	2
71	273,500	1	316,400	6	351,700	9	375,900	1	390,000	
72	275,500		318,400	14	353,100	18	376,600	6	390,700	1
73	277,400		320,400	10	354,400	8	377,300	1	391,400	
74	279,300		322,300	9	355,700	12	378,000	5	392,000	4
75	281,200		324,000	6	357,000	6	378,600	1	392,600	1
76	283,100		325,800	13	358,200	8	379,100	10	393,100	
77	284,900		327,500	6	359,300	9	379,600	1	393,700	1
78	285,700		329,100	7	360,300	8	380,100	1	394,200	1
79	286,400		330,700	6	361,200	7	380,600		394,700	1
80	287,100		332,200	4	362,100	11	381,000	4	395,200	2
81	287,700		333,700	5	363,000	15	381,400		395,700	2
82	288,400		335,200	4	363,800	8	381,900	3	396,100	2
83	289,200	1	336,700	6	364,500	5	382,300	2	396,600	
84	290,000		338,100	4	365,100	8	382,700	4	397,000	
85	290,700		339,500	3	365,700	7	383,000	2	397,400	
86	291,500		340,800	1	366,400	3	383,400	1	397,900	
87	292,200		342,100		367,000	8	383,800	2	398,300	
88	292,800		343,400		367,600	4	384,200	4	398,700	2
89	293,400		344,600		368,100	8	384,600	4	399,100	
90	294,000		345,500		368,500	5	385,100	3	399,500	2
91	294,700		346,400		368,900	13	385,500	1	400,000	1
92	295,400		347,200		369,300	5	385,900		400,400	1
93	296,000		347,900		369,700	11	386,200	1	400,800	1
94	296,500		348,600		370,100	8	386,600	2	401,300	
95	296,900		349,200		370,500	15	387,000	4	401,700	
96	297,200		349,700		370,800	4	387,400	1	402,100	
97	297,500		350,200		371,200	11	387,800	1	402,500	1
98	297,800		351,000		371,600	4	388,200	3	402,900	
99	298,100		351,900		372,000	24	388,700	4	403,400	1
100	298,400		352,700		372,400	7	389,100	3	403,800	
101	298,800		353,500		372,700	19	389,500	3	404,200	1
102	299,100		354,200		373,100	10	389,900	3	404,700	
103	299,400		354,900		373,400	31	390,300	5	405,100	1
104	299,700		355,600		373,800	8	390,700	1	405,500	2

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
448,000	6	526,900	
449,300	3	527,700	
450,500	9	528,500	
451,600	3	529,400	
452,600	1	530,300	
453,500	2	531,100	
454,400	2	531,900	
455,200	3	532,700	
455,900	3	533,600	
456,600	4		
457,300	3		
458,000	2		
458,600	1		
459,200	3		
459,900	1		
460,600	3		
461,300	1		
461,900	1		
462,600	1		
463,300	1		
463,900	1		
464,500			
465,200	3		
465,900	1		
466,500			
467,200	1		
467,900	1		
468,500			
469,100			
469,800			
470,500			
471,100			
471,700			
472,300			
473,000			
473,700			
474,300			
475,000			
475,700			
476,300			
476,900			
477,600			
478,300			
479,000			
479,600			
480,300			
481,000			
481,600			
482,200			
482,900			
483,600			
484,200			

級 号給	1 級 (消防士)		2 級 (消防士長)		3 級 (消防司令補等)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	300,100		356,300		374,100	25	391,100	4	405,900	
106	300,400		357,000		374,500	15	391,600	1	406,400	
107	300,700	1	357,700		374,800	13	392,100	3	406,800	1
108	301,000		358,300		375,200	7	392,500	2	407,200	2
109	301,400		358,900		375,500	25	392,800	2	407,600	3
110	301,700		359,600		375,900	12	393,200	1	408,100	
111	302,000		360,300		376,300	18	393,700	5	408,500	3
112	302,300		360,900		376,600	15	394,100	2	408,900	4
113	302,700		361,500		376,900	24	394,500	3	409,300	7
114			362,000		377,300	4	395,000		409,700	5
115			362,500	1	377,700	16	395,400	4	410,200	2
116			363,100		378,000	9	395,800	3	410,600	1
117			363,800	3	378,400	17	396,100	3	411,000	1
118					378,800	3	396,500	1	411,400	1
119					379,200	18	397,000	6	411,900	1
120					379,500	2	397,400	1	412,300	
121					379,900	21	397,800	2	412,700	
122					380,300	7	398,300	1	413,200	1
123					380,700	18	398,700	2	413,700	1
124					381,000	10	399,100	3	414,100	
125					381,400	26	399,400	6	414,500	
126					381,800	22	399,800	5	414,900	
127					382,100	27	400,300	3	415,400	1
128					382,500	40	400,700	10	415,800	
129					382,800	49	401,100	4	416,200	
130					383,200	39	401,600	4	416,700	
131					383,600	45	402,100	1	417,100	
132					383,900	42	402,500	1	417,500	
133					384,300	40	402,800		417,900	
134					384,700	35	403,200	1	418,400	
135					385,000	32	403,700		418,900	
136					385,300	34	404,100		419,300	
137					385,600	98	404,500		419,700	
138							405,000		420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900	1	420,900	
141							406,300		421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000			
148							409,400			
149							409,800			
(参考)										
再任用	183,600		210,700		246,800	238	263,500	1	284,800	

6級 (課長職)		7級 (部長職)	
円	人		
484,900			
485,500			
486,200			
486,800			
487,500			
488,200			
488,800			
489,400			
490,100			
490,800			
491,400			
492,000			
492,700			
493,400			
494,100			
494,700			
495,300			
316,900		352,800	

(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	3	-	11,265	-	1,957	-	509	-	387
1	156,500		172,000		246,400		294,200		402,100	
2	157,900		174,100		248,700		296,800		403,600	
3	159,400		176,200		251,100		299,700		405,100	
4	160,900		178,300		253,200		302,100		406,600	
5	162,500		180,300		255,700		304,500		408,000	1
6	164,400		182,400		258,000		306,900		409,400	
7	166,200		184,600		260,200		309,200		410,900	
8	167,900		186,700		262,300		311,500		412,400	
9	169,700		188,800		264,400		313,800		413,800	
10	171,800		191,500		266,600		316,400		415,200	
11	173,700		194,000	4	268,700		319,100		416,600	1
12	175,700		196,600		270,700		321,900		417,900	
13	177,600		199,300		272,800		324,300		419,200	
14	179,800		200,900		274,800		326,300		420,600	
15	182,000		202,400	3	276,700		328,300		421,900	1
16	184,000		204,000		278,600		330,500		423,300	
17	186,200		205,700	369	280,300		332,700		424,500	
18	188,600		207,300		282,600		334,900		425,800	1
19	191,000		208,900	36	284,900		337,200		427,000	2
20	193,300		210,500	4	287,300		339,300		428,300	
21	195,700		212,000	393	289,400		341,400		429,400	
22	197,200		213,900	4	291,900		343,500		430,600	
23	198,800		215,700	36	294,100		345,700		431,800	
24	200,400		217,500	6	296,800		347,800		433,100	
25	201,800		219,000	365	299,100		349,700		434,400	1
26	203,400		220,900	6	301,500		351,600		435,600	4
27	205,000		222,700	43	303,900		353,600		436,600	
28	206,600		224,600	19	306,200		355,600		437,700	
29	207,800		226,400	362	308,400		357,500		439,000	2
30	209,500		228,900	15	310,600	1	359,300		440,100	2
31	211,100		231,500	68	312,700	1	360,900		441,200	1
32	212,700		234,000	19	314,800	1	362,800		442,300	1
33	214,100		236,500	303	316,900	1	364,400		443,500	2
34	215,800		239,100	11	318,900		366,100		444,400	5
35	217,400		241,600	79	321,100	2	367,800		445,300	8
36	219,100		244,100	23	323,100	2	369,500		446,000	3
37	220,600	1	246,500	323	325,100	1	371,400		446,800	6
38	222,200		248,800	22	327,200		372,900		447,600	8
39	223,900		251,200	100	329,300	4	374,400		448,400	2
40	225,600		253,300	29	331,500	4	376,000		449,200	15
41	227,100		255,800	291	333,400	3	377,200		450,100	14
42	228,700		258,100	40	335,500	2	378,600		450,800	12
43	230,200		260,300	111	337,600	6	379,900	1	451,600	16
44	231,600		262,400	42	339,700	9	381,400		452,400	26
45	233,100		264,500	307	341,600	10	382,900		453,300	37
46	234,400		266,700	69	343,500	8	384,500	1	454,100	27
47	235,600		268,800	104	345,500	10	386,100	1	454,900	27
48	236,600		270,800	27	347,500	17	387,600		455,700	25
49	237,900		272,900	247	349,100	17	389,000		456,600	25
50	239,400		274,900	70	351,000	15	390,400	2	457,400	22
51	240,600		276,800	109	352,800	19	391,900	1	458,200	20
52	242,000		278,700	46	354,600	16	393,300	2	459,000	14

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	243,100		280,500	237	356,500	11	394,500		459,900	3
54	244,300		282,800	83	358,200	15	395,800	3	460,700	11
55	245,700		285,100	138	359,800	18	396,900	1	461,400	6
56	246,700		287,500	43	361,400	14	398,000	1	462,200	7
57	248,000		289,600	123	362,800	19	399,300	2	463,100	29
58	249,100		292,100	64	364,300	13	400,500	2		
59	250,200		294,300	200	365,700	23	401,700	5		
60	251,300		297,000	61	367,100	11	403,000	1		
61	252,500		299,200	131	368,200	15	404,200	5		
62	253,800		301,600	79	369,500	21	405,200	8		
63	255,200		304,000	174	370,900	28	406,600	6		
64	256,300		306,300	55	372,200	17	407,900	4		
65	257,600		308,500	113	373,500	31	409,000	4		
66	259,100		310,700	81	374,700	23	410,100	3		
67	260,600		312,800	131	375,900	27	411,300	5		
68	262,200		314,900	64	377,200	30	412,400	4		
69	263,600	1	317,000	118	378,500	30	413,400	4		
70	265,000		319,000	83	379,600	33	414,400	5		
71	266,400		321,200	147	380,800	29	415,400	6		
72	267,700		323,200	70	382,000	35	416,400	5		
73	268,800		325,200	94	383,400	24	417,400	7		
74	270,200		327,300	74	384,400	25	418,100	9		
75	271,600		329,400	157	385,400	18	418,700	2		
76	272,700		331,600	102	386,400	27	419,400	5		
77	274,000		333,300	121	387,300	23	420,100	3		
78	275,200		335,100	79	388,300	26	420,800	8		
79	276,400		337,000	132	389,400	30	421,500	7		
80	277,500		338,700	80	390,400	30	422,200	9		
81	278,600		340,500	78	391,100	20	423,000	6		
82	279,800		342,300	66	392,000	33	423,700	9		
83	281,000		343,800	135	392,900	28	424,400	7		
84	282,100		345,600	77	393,800	25	425,100	9		
85	283,200		346,900	91	394,600	24	425,700	1		
86	284,300		348,500	84	395,400	21	426,200	6		
87	285,400		349,900	86	396,200	27	426,800	8		
88	286,600		351,400	71	397,000	25	427,500	6		
89	287,700	1	352,700	94	397,600	25	428,200	8		
90	288,800		354,000	83	398,300	30	428,700	5		
91	290,000		355,300	106	399,000	26	429,400	6		
92	291,200		356,700	81	399,700	25	429,900	8		
93	291,900		358,200	87	400,300	18	430,300	7		
94	292,800		359,400	73	401,000	20	430,900	6		
95	293,900		360,700	95	401,700	25	431,500	5		
96	295,100		361,900	86	402,500	17	432,100	6		
97	296,100		362,900	99	403,200	15	432,500	8		
98	297,200		363,900	89	404,000	23	433,100	6		
99	298,100		364,800	83	404,800	22	433,700	8		
100	299,200		365,800	61	405,600	12	434,300	7		
101	300,100		366,700	84	406,100	11	434,700	7		
102	301,200		367,700	82	406,800	17	435,300	11		
103	302,300		368,700	84	407,500	18	435,900	11		
104	303,200		369,600	50	408,200	16	436,500	5		

級 号給	1 級 (実習助手等)		2 級 (教諭等)		3 級 (主幹教諭)		4 級 (教頭)		5 級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,800		370,400	70	409,000	14	436,900	11		
106	304,700		371,300	50	409,700	21	437,500	7		
107	305,500		372,200	71	410,400	14	438,100	8		
108	306,300		373,200	49	411,100	13	438,600	13		
109	307,200		374,000	61	411,700	13	439,000	13		
110	307,600		374,900	47	412,200	15	439,600	11		
111	307,900		375,900	55	412,700	17	440,200	14		
112	308,400		376,900	65	413,300	20	440,800	11		
113	309,000		377,500	56	413,800	22	441,200	16		
114	309,400		378,400	55	414,300	13	441,800	7		
115	309,900		379,300	40	414,800	23	442,400	12		
116	310,400		380,100	44	415,300	17	443,000	12		
117	311,000		380,900	35	415,900	8	443,400	13		
118	311,500		381,600	35	416,300	18	444,000	17		
119	311,900		382,400	42	416,800	22	444,600	7		
120	312,400		383,200	34	417,300	20	445,200	6		
121	312,800		383,800	41	417,900	19	445,600	33		
122	313,200		384,600	28	418,400	19				
123	313,700		385,200	35	418,900	24				
124	314,200		385,900	32	419,400	27				
125	314,800		386,500	26	420,000	17				
126	315,100		387,200	23	420,500	19				
127	315,400		387,700	28	421,000	14				
128	315,700		388,300	22	421,400	25				
129	315,900		389,000	30	422,000	15				
130	316,200		389,600	22	422,500	15				
131	316,500		390,100	30	423,000	16				
132	316,800		390,500	17	423,500	14				
133	317,000		390,800	27	424,100	13				
134	317,200		391,400	13	424,600	20				
135	317,400		392,000	13	425,100	14				
136	317,700		392,600	21	425,600	16				
137	317,900		393,100	26	426,200	82				
138	318,100		393,700	17						
139	318,400		394,300	26						
140	318,700		394,900	17						
141	318,900		395,300	21						
142	319,100		395,800	25						
143	319,400		396,300	24						
144	319,600		396,900	22						
145	319,900		397,300	17						
146	320,100		397,900	13						
147	320,400		398,400	23						
148	320,700		399,000	21						
149	320,900		399,400	17						
150	321,100		399,900	16						
151	321,400		400,400	16						
152	321,700		400,800	21						
153	321,900		401,400	21						
154	322,200		401,900	17						
155	322,500		402,400	27						
156	322,700		402,900	22						

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	322,900		403,500	14						
158	323,100		404,000	30						
159	323,400		404,500	18						
160	323,600		405,000	25						
161	323,800		405,600	18						
162	324,100		406,000	21						
163	324,400		406,500	18						
164	324,600		407,000	31						
165	324,800		407,600	22						
166			408,100	20						
167			408,600	21						
168			409,100	21						
169			409,700	22						
170			410,200	18						
171			410,700	17						
172			411,100	13						
173			411,700	10						
174			412,200	10						
175			412,700	12						
176			413,200	14						
177			413,800	10						
178			414,300	7						
179			414,800	11						
180			415,300	10						
181			415,900	9						
182			416,300	10						
183			416,800	5						
184			417,300	7						
185			417,900	31						

(参考)

再任用	224,200		259,800	713	284,300		328,200	23	400,700	121
-----	---------	--	---------	-----	---------	--	---------	----	---------	-----

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人	給料月額 円	人員 人
全	-	3	-	4	-	15	-	17	-	4
1	205,600		343,500		383,300		412,600		543,800	
2	207,800		347,100		385,900		414,900		546,100	
3	210,000		350,700		388,400		417,200		548,400	
4	212,300		354,200		390,900		419,500		550,700	
5	214,600		357,700		393,400		421,700		552,900	
6	216,900		361,200		396,000		424,000		555,000	
7	219,200		364,700		398,600		426,300		557,000	1
8	221,500		368,200		401,100		428,600		559,000	
9	223,600		371,700		403,600		430,800		561,000	2
10	226,200		374,900		406,100		433,100		563,000	
11	228,800		378,100	1	408,500		435,300		564,900	
12	231,400		381,200		410,900		437,500		566,700	
13	234,100		384,300		413,300		439,700		568,600	
14	236,900		386,700		415,700		442,000		570,400	
15	239,800		389,000	1	418,100		444,200		572,200	
16	242,700		391,200		420,400		446,400		574,000	
17	245,700		393,400		422,700		448,600		575,700	
18	248,500		395,600		425,000		450,900		577,300	
19	251,100		397,800		427,300	2	453,100		578,800	
20	253,700		399,900		429,500		455,300		580,200	
21	256,300		402,000	2	431,700	1	457,500		581,600	
22	259,900		404,200		433,900	1	459,700	1	582,900	
23	263,400		406,300		436,100		461,900		584,200	
24	266,900		408,400		438,300	1	464,000		585,400	1
25	270,300		410,500		440,500		466,100		586,600	
26	273,800		412,600		442,700		468,300	1	587,900	
27	277,200		414,700		444,800		470,400		589,100	
28	280,400		416,700		446,900		472,500		590,400	
29	283,600	1	418,700		449,000		474,600		591,600	
30	286,800		420,800		451,100		476,800	1	592,800	
31	290,000		422,900		453,100	1	478,900		594,000	
32	293,100		424,900		455,100		481,000		595,300	
33	296,300		426,900		457,100		483,100		596,500	
34	299,600		428,900		459,200		485,300	1	597,700	
35	302,900		430,900		461,200	2	487,400		599,000	
36	306,200		432,900		463,200		489,500	2	600,200	
37	309,400	1	434,900		465,200	1	491,500		601,400	
38	312,600		436,900		467,300		493,500		602,600	
39	315,800	1	438,900		469,300		495,500		603,800	
40	318,900		440,900		471,300		497,500	1	605,100	
41	321,900		442,800		473,300	1	499,500		606,300	
42	324,800		444,500		475,300	1	501,500		607,500	
43	327,700		446,000		477,300		503,400		608,700	
44	330,600		447,500		479,300		505,300		610,000	
45	333,500		449,000		481,200		507,200		611,200	
46	336,300		450,500		483,100		509,000		612,400	
47	339,100		452,000		485,000		510,800		613,600	
48	341,900		453,400		486,700		512,500		614,800	
49	344,700		454,800		488,300		514,200		616,000	
50	347,500		456,200		489,800		515,600		617,200	
51	350,200		457,600		491,300	1	517,000		618,400	
52	352,900		458,900		492,800		518,400		619,600	

級 号給	1 級 (医師等)		2 級 (係長職)		3 級 (課長職)		4 級 (部長職)		5 級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	355,600		460,200		494,300		519,800		620,900	
54	358,300		460,800		495,200	1	520,900		622,100	
55	361,000		461,400		496,100		522,000	1	623,300	
56	363,700		462,000		497,000		523,000	1	624,600	
57	366,100		462,500		497,800		524,000		625,800	
58	367,900				498,600		524,900			
59	369,600				499,400		525,800			
60	371,200				500,200		526,600	1		
61	372,700				501,000		527,400			
62	374,000				501,800	1	528,100			
63	375,200				502,500		528,800			
64	376,400				503,200		529,400			
65	377,600				503,900		530,000	1		
66	378,800				504,600		530,700			
67	380,000				505,300		531,400			
68	381,100				506,000		532,000			
69	382,200				506,700		532,600			
70	382,800				507,400		533,300			
71	383,400				508,100		534,000			
72	383,900				508,800		534,600	1		
73	384,300				509,400	1	535,200			
74							535,800			
75							536,400			
76							537,000			
77							537,600	5		

第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等

(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
全	315,986	15,440	307,479	3,598	340,962	14,121
18歳	147,800	18	164,300	19	-	-
19	151,331	13	166,406	16	-	-
20	156,608	52	169,947	38	-	-
21	164,408	48	175,461	44	201,760	1
22	177,434	360	185,039	114	214,001	372
23	183,588	372	192,206	120	220,318	424
24	190,425	390	198,580	142	228,065	425
25	196,773	392	206,695	137	235,597	431
26	203,903	450	213,779	92	245,632	395
27	210,110	422	220,573	82	255,231	422
28	221,570	403	230,685	95	264,965	418
29	227,156	401	238,575	103	273,152	474
30	237,453	410	245,092	108	281,894	428
31	245,710	403	252,503	103	290,224	467
32	256,217	428	266,053	105	299,777	477
33	266,336	464	274,624	98	309,756	432
34	272,083	418	279,829	92	318,411	422
35	283,717	409	292,542	97	327,502	407
36	293,621	390	299,714	79	338,200	444
37	302,896	439	310,828	98	346,509	481
38	313,365	416	328,214	83	353,734	438
39	321,546	418	328,519	97	361,483	369
40	332,618	409	340,972	93	367,238	405
41	343,990	410	355,529	73	374,749	435
42	358,667	406	361,015	53	379,030	408
43	363,694	392	369,652	82	384,088	404
44	371,379	354	374,013	46	388,281	362
45	370,585	402	380,924	54	391,920	347
46	378,535	390	380,106	93	396,758	332
47	382,681	421	379,524	96	401,193	320
48	382,092	472	381,348	84	404,921	327
49	388,627	480	386,858	66	407,003	244
50	388,888	503	385,370	69	410,971	208
51	395,392	477	384,176	55	416,096	207
52	397,051	401	385,206	64	416,903	264
53	396,015	415	386,756	57	422,683	261
54	395,067	337	388,767	73	427,698	287
55	405,323	351	394,373	103	430,118	314
56	409,901	376	393,657	136	433,452	291
57	408,127	302	401,032	110	432,491	318
58	412,311	316	396,322	136	435,536	300
59	423,511	298	404,230	90	439,394	360
60歳以上	312,683	12	383,533	3	-	-

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
473,967	43
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
283,600	1
-	-
315,800	1
-	-
309,400	1
378,100	1
-	-
-	-
402,000	1
445,700	2
402,000	1
389,000	1
446,450	2
-	-
466,567	3
485,300	1
-	-
-	-
-	-
481,950	2
482,775	4
-	-
483,200	3
534,600	1
505,600	2
468,300	1
508,050	2
-	-
522,000	1
537,600	1
537,600	1
525,940	10

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年 齢	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	198,821	3,117	272,400	4,387	371,691	3,953	366,762	2,231	399,372	572
18歳	147,800	18	-	-	-	-	-	-	-	-
19	151,331	13	-	-	-	-	-	-	-	-
20	156,608	52	-	-	-	-	-	-	-	-
21	164,408	48	-	-	-	-	-	-	-	-
22	177,434	360	-	-	-	-	-	-	-	-
23	183,588	372	-	-	-	-	-	-	-	-
24	190,425	390	-	-	-	-	-	-	-	-
25	196,773	392	-	-	-	-	-	-	-	-
26	203,903	450	-	-	-	-	-	-	-	-
27	210,110	422	-	-	-	-	-	-	-	-
28	212,777	194	229,733	209	-	-	-	-	-	-
29	213,912	142	233,605	254	-	-	275,680	5	-	-
30	217,715	85	240,534	309	-	-	282,806	16	-	-
31	218,997	35	246,258	351	-	-	289,388	17	-	-
32	226,981	21	252,629	361	-	-	297,722	46	-	-
33	232,119	16	260,537	380	-	-	306,333	67	-	-
34	224,822	9	266,633	352	-	-	313,198	57	-	-
35	234,900	6	275,071	326	-	-	323,841	76	-	-
36	244,844	9	282,733	292	-	-	334,278	89	-	-
37	256,578	9	290,674	322	-	-	342,673	106	371,000	2
38	261,925	4	298,175	287	333,100	2	349,161	119	379,900	4
39	265,429	7	305,648	280	333,350	2	356,726	117	381,873	11
40	262,950	4	307,517	215	350,117	65	364,636	103	385,000	19
41	271,350	2	309,861	146	352,883	133	366,740	96	388,208	25
42	280,100	3	306,070	71	356,094	171	372,872	103	390,536	33
43	282,222	9	309,188	41	358,986	204	373,181	74	393,011	35
44	248,850	2	311,538	32	361,505	165	376,963	80	393,808	39
45	285,940	5	313,444	27	362,739	210	377,626	92	395,092	39
46	282,700	3	317,221	27	365,186	202	381,399	74	396,885	27
47	283,850	4	314,525	12	366,712	215	383,629	97	396,874	31
48	289,829	7	309,667	15	370,235	260	385,169	102	400,891	33
49	291,471	7	318,467	15	373,054	248	387,163	102	401,314	29
50	289,960	5	320,040	10	374,445	279	390,303	107	403,351	41
51	-	-	310,786	7	376,711	273	391,524	84	404,487	31
52	288,867	3	327,675	4	377,744	225	392,394	72	404,843	23
53	293,600	2	327,243	7	378,991	245	393,412	65	408,358	31
54	290,900	1	315,010	10	380,064	205	395,611	56	408,283	18
55	293,600	2	313,500	3	381,496	192	396,894	49	407,335	23
56	-	-	324,150	2	381,662	199	395,390	49	408,863	27
57	293,600	3	310,800	2	380,958	159	396,700	37	408,221	24
58	-	-	286,967	3	381,765	166	396,560	42	410,227	11
59	-	-	312,425	4	381,353	133	396,744	32	409,225	16
60歳以上	293,600	1	314,418	11	-	-	-	-	-	-

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
451,727	925	501,721	208	550,796	47
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
337,700	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
345,800	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
362,500	1	-	-	-	-
414,300	3	-	-	-	-
426,000	8	-	-	-	-
434,472	25	-	-	-	-
438,018	28	482,900	1	-	-
439,925	36	-	-	-	-
439,903	29	-	-	-	-
447,030	56	474,800	1	-	-
449,047	62	-	-	-	-
451,919	54	492,400	1	-	-
453,241	73	498,533	6	-	-
455,131	51	497,890	10	-	-
456,744	66	500,744	16	-	-
455,859	58	502,756	16	-	-
457,885	54	507,911	9	543,800	2
461,021	33	504,736	14	-	-
457,386	59	500,595	19	544,950	4
455,809	64	503,436	28	548,886	7
456,009	46	501,296	27	548,250	4
454,051	57	499,246	26	547,918	11
455,238	60	503,571	34	555,668	19
-	-	-	-	-	-

第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
11,715 (35.3)	21,487 (64.7)	33,202 (100.0)	6,983

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

	扶 養 親 族 の 内 訳					
	配偶者		子		父母等	
扶養親族数 の合計	部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	部長級	課長級以下
	3,500	6,500	11,500	10,000	3,500	6,500
人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
22,815 (100.0)	97 (0.4)	4,618 (20.2)	383 (1.7)	17,351 (76.1)	7 (0.0)	359 (1.6)

(注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 () 内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 職 員	人 (%) 6,994 (21.1)
非 受 給 職 員	26,208 (78.9)
計	33,202 (100.0)
1人当たり平均手当額	4,129 円

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

第6表 管理職手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数	平 均 支 給 額
	人 (%)	円
局 区 長 級	51 (2.4)	137,471
部 長 級	250 (11.6)	91,636
課 長 級	960 (44.5)	52,148
校 長	385 (17.8)	56,568
校 長 代 理	2 (0.1)	51,000
教 頭	509 (23.6)	40,024
受 給 職 員 計	2,157 (100.0)	56,669

(注) ()内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。

第2部 民間給与の実態

職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院並びに都道府県、指定都市及び特別区等の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所 1,400事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 対象職種

54職種（うち、初任給関係職種12職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、教育関係職種等

(3) 従業員数（母集団の推定数）

109,611人

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により15層に分類し、これらの層から295事業所を無作為に抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

13,864人（うち、初任給関係職種1,156人）

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数

産 業	企業規模	計	50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
			99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
産 業 計		295	30	45	23	36	48	47	66
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		27	4	3	2	2	5	5	6
製 造 業		80	6	18	5	8	10	13	20
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		80	11	10	7	13	13	12	14
卸 売 業 、 小 売 業		38	2	9	2	5	11	6	3
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業		20	0	0	3	1	1	5	10
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		50	7	5	4	7	8	6	13

(注) 上記のうち、調査不能の事業所が70あった。

第8表

企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

(その1) 公民給与比較の職種

1 全規模
調査実人員計

12,300 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	50.59	758,168	0	758,168	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。） 構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。） 2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。） 同 上 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間） 同 上
	大 学 卒	9	49.63	819,634	0	819,634	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	53.01	693,834	0	693,834	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	2	55.70	804,240	0	804,240	
	大 学 卒	2	55.70	804,240	0	804,240	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	398	52.72	733,699	225	733,474	
	大 学 卒	342	52.58	740,251	164	740,086	
短 大 卒	19	52.24	665,511	760	664,751		
高 校 卒	36	54.06	712,707	468	712,239		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技 術 部 長	366	53.40	752,320	340	751,980		
大 学 卒	296	53.34	754,844	384	754,460		
短 大 卒	31	53.95	734,382	147	734,235		
高 校 卒	38	53.68	742,901	56	742,845		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事 務 部 次 長	104	51.39	612,245	3,660	608,586		
大 学 卒	91	51.09	612,774	4,160	608,613		
短 大 卒	6	54.44	612,630	0	612,630		
高 校 卒	7	52.83	605,409	237	605,172		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	99	50.66	630,836	385	630,451		
大 学 卒	91	50.30	630,785	401	630,384		
短 大 卒	3	54.31	622,104	475	621,629		
高 校 卒	5	55.86	637,470	0	637,470		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 課 長	722	49.78	625,497	30,171	595,325	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	600	49.40	627,675	33,730	593,944	
	短 大 卒	33	51.15	598,180	9,880	588,300	
	高 校 卒	88	52.20	620,234	11,364	608,870	
技 術	中 学 卒	X	X	X	X	X	同 上
	技 術 課 長	868	49.35	602,052	3,834	598,219	
	大 学 卒	718	48.99	600,978	3,988	596,991	
	短 大 卒	57	50.12	575,141	3,445	571,697	
技 術	高 校 卒	93	51.56	621,448	2,902	618,546	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長 代 理	236	44.46	532,320	51,946	480,374	
	大 学 卒	212	44.16	528,449	52,535	475,914	
関	短 大 卒	8	46.79	579,885	27,635	552,250	同 上
	高 校 卒	15	47.49	579,362	54,449	524,913	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長 代 理	171	45.22	523,523	103,223	420,299	
係	大 学 卒	164	45.10	523,837	104,255	419,582	係の長及び係長級専門職
	短 大 卒	2	54.00	429,095	295	428,800	
	高 校 卒	4	43.75	532,551	78,934	453,617	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
職	事 務 係 長	616	46.10	502,736	76,095	426,641	同 上
	大 学 卒	397	43.98	500,226	79,450	420,776	
	短 大 卒	91	48.69	501,408	65,727	435,680	
	高 校 卒	128	50.91	512,337	74,075	438,262	
種	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技 術 係 長	704	44.49	481,829	44,457	437,371	
	大 学 卒	497	43.04	476,569	44,671	431,898	
	短 大 卒	69	47.61	469,290	28,468	440,822	
	高 校 卒	138	49.01	511,199	52,253	458,946	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)				
							円	円	円
事 務 主 任	人	歳				係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）			
	646	43.71	412,742	56,268	356,474				
	大学卒	411	41.96	419,995	63,478		356,517		
	短大卒	90	45.80	396,717	39,865		356,852		
	高校卒	144	47.25	403,689	47,452		356,237		
	中学卒	X	X	X	X		X		
	技 術 主 任	842	44.01	479,922	106,575		373,347	同 上	
		大学卒	513	41.32	453,786		98,053		355,733
		短大卒	79	44.44	395,839		53,714		342,125
		高校卒	247	48.79	550,079		136,147		413,932
中学卒		3	49.07	382,501	58,823	323,678			
事 務 係 員		3,203	37.49	346,078	47,550	298,528			
		大学卒	2,118	34.22	345,147	51,892			293,255
		短大卒	426	43.14	344,094	40,416			303,679
		高校卒	650	44.19	351,538	38,577			312,961
		中学卒	9	41.79	286,095	32,530			253,565
	技 術 係 員	3,310	36.79	374,469	67,265	307,204			
		大学卒	2,306	35.03	379,348	70,211			309,136
		短大卒	395	39.94	357,306	54,859			302,447
		高校卒	599	41.32	367,690	64,457			303,233
		中学卒	10	45.82	328,879	45,071			283,807

- (注) 1 きまって支給する給与は、令和3年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A)-(B)は一致しない場合がある。
3 「中間職（部長一課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

調査実人員計 8,945 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	12	49.82	757,675	0	757,675	構成員50人以上の支店(社)の 長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	9	49.63	819,634	0	819,634	
短大卒	X	X	X	X	X	
高校卒	2	50.00	658,800	0	658,800	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	2	55.70	804,240	0	804,240	構成員50人以上の工場の長(取 締役兼任者を除く。)
大学卒	2	55.70	804,240	0	804,240	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	320	52.42	759,267	81	759,186	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	287	52.28	761,954	91	761,863	
短大卒	11	51.81	690,815	0	690,815	
高校卒	21	54.48	762,888	0	762,888	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術 部 長	330	53.47	759,395	366	759,029	同 上
大学卒	274	53.45	760,042	406	759,635	
短大卒	23	53.96	752,992	177	752,814	
高校卒	32	53.36	758,197	43	758,154	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
事 務 部 次 長	73	50.64	619,884	5,350	614,534	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	65	50.42	621,270	5,957	615,313	
短大卒	5	53.55	600,100	0	600,100	
高校卒	3	51.03	620,154	332	619,823	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	92	50.66	631,800	399	631,401	同 上
大学卒	84	50.29	631,823	416	631,407	
短大卒	3	54.31	622,104	475	621,629	
高校卒	5	55.86	637,470	0	637,470	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	520	50.46	665,568	37,555	628,012	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大学卒	428	50.03	671,501	41,958	629,543	
短大卒	22	52.06	651,754	14,257	637,497	
高校卒	69	53.12	629,585	14,134	615,451	
中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術 課 長	663	49.67	624,566	1,413	623,153	同 上
大学卒	549	49.36	623,049	1,055	621,995	
短大卒	35	50.59	637,533	3,564	633,969	
高校卒	79	51.54	630,761	3,190	627,571	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事務課長代理	225	44.39	532,831	51,044	481,787	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
大学卒	201	44.07	528,859	51,569	477,290	
短大卒	8	46.79	579,885	27,635	552,250	
高校卒	15	47.49	579,362	54,449	524,913	
中学卒	X	X	X	X	X	
技術課長代理	160	45.15	525,680	105,689	419,991	
大学卒	156	45.09	525,368	106,172	419,195	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	42.67	540,080	73,111	466,969	
中学卒	X	X	X	X	X	
事務係長	472	46.15	512,314	76,774	435,540	係の長及び係長級専門職
大学卒	302	43.96	508,982	80,884	428,097	
短大卒	68	48.38	504,321	62,226	442,095	
高校卒	102	51.38	530,254	75,997	454,257	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	591	44.49	486,956	42,192	444,763	同上
大学卒	420	42.96	480,926	42,346	438,579	
短大卒	52	48.00	470,927	19,576	451,350	
高校卒	119	49.30	520,788	52,783	468,005	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	426	44.40	434,809	64,289	370,520	係長等のいる事業所における主 任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と同 等の認められる主任 中間職（係長一係員間）
大学卒	270	42.89	443,895	73,728	370,166	
短大卒	59	45.66	407,819	36,942	370,877	
高校卒	97	47.99	427,891	56,576	371,315	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術主任	558	44.80	514,080	123,905	390,175	同上
大学卒	337	41.49	477,893	110,557	367,335	
短大卒	23	49.45	472,638	91,354	381,284	
高校卒	198	49.30	571,955	146,884	425,070	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係員	2,386	37.19	347,981	47,737	300,244	
大学卒	1,565	33.58	346,838	52,447	294,390	
短大卒	311	43.09	343,834	38,546	305,289	
高校卒	502	44.27	355,180	39,624	315,556	
中学卒	8	41.42	287,048	31,856	255,192	
技術係員	2,115	36.43	377,316	66,513	310,803	
大学卒	1,484	34.22	383,646	69,292	314,354	
短大卒	214	41.09	367,093	58,469	308,624	
高校卒	415	41.19	362,055	61,787	300,268	
中学卒	2	53.56	328,159	16,723	311,436	

3 500人未満(企業規模50人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

調査実人員計

3,355 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	X	X	X	X	X	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	78	53.75	643,497	733	642,763	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	55	53.96	643,359	494	642,865	
短 大 卒	8	52.80	633,351	1,725	631,626	
高 校 卒	15	53.52	650,037	1,053	648,984	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	36	52.59	668,252	35	668,218	同 上
大 学 卒	22	51.38	667,078	6	667,073	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
短 大 卒	8	53.93	674,192	49	674,143	
高 校 卒	6	55.30	663,838	126	663,712	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	31	52.97	596,180	106	596,075	
大 学 卒	26	52.60	593,569	99	593,470	同 上
短 大 卒	X	X	X	X	X	
高 校 卒	4	54.00	595,876	176	595,700	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	7	50.62	603,446	0	603,446	同 上
大 学 卒	7	50.62	603,446	0	603,446	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	202	47.66	500,059	7,056	493,003	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大 学 卒	172	47.45	491,703	8,204	483,498	
短 大 卒	11	49.07	477,246	0	477,246	
高 校 卒	19	48.71	584,756	854	583,902	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	205	47.89	501,486	14,648	486,838	同 上
大 学 卒	169	47.24	497,792	17,699	480,094	同 上
短 大 卒	22	49.17	450,515	3,207	447,309	
高 校 卒	14	51.68	574,419	1,448	572,971	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事務課長代理	11	46.60	517,727	77,751	439,976	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
大学卒	11	46.60	517,727	77,751	439,976	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	11	47.61	453,116	22,755	430,361	同 上
大学卒	8	45.55	455,992	19,290	436,703	
短大卒	2	54.00	429,095	295	428,800	
高校卒	X	X	X	X	X	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長	144	45.91	458,902	72,989	385,913	係の長及び係長級専門職
大学卒	95	44.09	461,133	73,046	388,087	
短大卒	23	50.11	488,187	81,619	406,568	
高校卒	26	48.56	422,263	64,412	357,851	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	113	44.51	435,982	64,709	371,274	同 上
大学卒	77	43.85	434,133	67,314	366,820	
短大卒	17	45.69	461,427	71,179	390,248	
高校卒	19	46.15	418,348	47,117	371,231	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	220	42.27	366,464	39,447	327,017	係長等のいる事業所における主 任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
大学卒	141	39.97	368,888	41,557	327,331	
短大卒	31	46.11	372,251	46,307	325,944	
高校卒	47	45.79	356,563	29,688	326,876	
中学卒	X	X	X	X	X	
技術主任	284	41.67	379,085	55,416	323,668	同 上
大学卒	176	40.85	388,874	64,384	324,490	
短大卒	56	42.02	358,678	35,501	323,178	
高校卒	49	44.48	366,897	46,237	320,660	
中学卒	3	49.07	382,501	58,823	323,678	
事務係員	817	38.59	338,906	46,846	292,060	
大学卒	553	36.45	339,258	49,957	289,301	
短大卒	115	43.32	344,966	46,687	298,279	
高校卒	148	43.76	332,119	32,997	299,121	
中学卒	X	X	X	X	X	
技術係員	1,195	37.51	368,719	68,786	299,934	
大学卒	822	36.58	371,115	71,971	299,144	
短大卒	181	38.24	342,739	49,486	293,253	
高校卒	184	41.73	386,060	73,162	312,898	
中学卒	8	42.21	329,214	58,277	270,937	

(その2) その他の職種

全規模

調査実人員計

408 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考	
			きまっ て支 給す る 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究 関係 職種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及 び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 (課) 長	47	45.78	697,822	293	697,529	
	研 究 室 (係) 長	20	45.54	611,505	142	611,363	
	主 任 研 究 員	76	49.99	634,984	29,970	605,014	
	研 究 員	113	38.61	372,380	41,869	330,510	
	研 究 補 助 員	6	53.50	378,699	39,134	339,565	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	2	61.50	776,745	12,875	763,870	
	大 学 教 授	43	58.89	752,559	33	752,526	
	大 学 准 教 授	29	49.91	626,210	0	626,210	
	大 学 講 師	22	52.41	511,692	0	511,692	
	大 学 助 教	25	39.97	429,811	0	429,811	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
高 等 学 校 教 頭	X	X	X	X	X		
高 等 学 校 教 諭	22	43.59	539,142	111,879	427,263		

第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	376,947 円
	上半期 (A2)	374,493 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	803,324 円
	上半期 (B2)	821,317 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.13 月分
	上半期 (B2/A2)	2.19 月分
年 間 の 合 計		4.32 月分

- (注) 1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.45月と定められている。

第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
46.5	53.5	53.4	46.6

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。

第11表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	
新卒事務員 } 新卒技術者 }	計	大 学 卒	208,988 円
		短 大 卒	190,169 円
		高 校 卒	175,423 円
	新卒事務員	大 学 卒	207,804 円
		短 大 卒	190,698 円
		高 校 卒	175,809 円
	新卒技術者	大 学 卒	210,687 円
		短 大 卒	189,541 円
		高 校 卒	174,989 円

< 参 考 >

本市職員の新卒初任給 (一般行政職)	大 学 卒	206,596 円
	短 大 卒	184,092 円
	高 校 卒	171,448 円

(注) 本市職員の新卒初任給は、地域手当を含めたものである。

第12表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,894円
配偶者と子1人	16,790円（3,896円）
配偶者と子2人	23,323円（6,533円）

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成ごとに、その手当を支給している事業所の平均額である。

2 ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

< 参 考 >

本市職員の扶養手当

扶養家族の構成		支給月額
配偶者	局区長級	0円
	部長級	3,500円
	課長級以下	6,500円
配偶者と子1人	局区長級	10,000円（10,000円）
	部長級	13,500円（10,000円）
	課長級以下	16,500円（10,000円）
配偶者と子2人	局区長級	20,000円（10,000円）
	部長級	23,500円（10,000円）
	課長級以下	26,500円（10,000円）

第13表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	20.3	19.8	0.4	59.5
課長級	15.6	17.8	0.5	66.2

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		89.2	88.7	16.6	8.6	63.5	0.5	10.8
課長級		76.0	75.5	14.1	5.0	56.4	0.6	24.0

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第15表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	” 7 級	” 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	” 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		” 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	” 5 級	” 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	” 4 級	” 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	” 3、2 級	” 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	” 1 級	

(参 考)

ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の政令市等でも採用しています。

<算定例>

単位:人、千円

区分	市役所		民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A×B(D)	A×C(E)
大卒	22・23歳	100	200	20,000	20,500
	24・25歳	150	210	31,500	32,250
	∪	∪	∪	∪	∪
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	170	18,000	17,000
	∪	∪	∪	∪	∪
係員計	800		190,000	200,000	
係長計	300		102,000	105,000	
局区長計	50		35,000	38,000	
役職別合計	2,000		860,000(D')	861,000(E')	

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。

第3部 労働経済の動向

第16表 労働経済指標

項目			年度・年月		令和 2				
			令和元年度	令和2年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち労働者世帯]	全 国	金額	※1 千円 323.9	※1 千円 305.8	303.6	280.9	298.4	288.6
			前年比 前年同月比	※1 % 2.7	※1 % △ 5.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1
	横 浜 市	金額	※1 千円 340.6	※1 千円 324.1	391.8	290.4	341.7	354.2	
		前年比 前年同月比	※1 % 8.7	※1 % △ 4.8	23.7	△ 7.2	6.6	△ 1.1	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比 前年同月比	% 0.5	△ 0.2	0.1	0.1	0.1	0.3
		横 浜 市	前年度比 前年同月比	% 0.5	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	0.2
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年度比 前年同月比	% 0.1	△ 1.4	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0
賃金・労働時間 (厚生労働省) 〔毎月勤労統計調査〕	全 国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	千円 296.1	千円 293.3	295.7	287.2	290.9	292.7
			前年度比 前年同月比	% 0.1	△ 1.0	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3
		う ち 所定内給与	金額	千円 271.1	千円 271.5	272.9	268.6	272.2	272.2
			前年度比 前年同月比	% 0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2
	神 奈 川 県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	※1 千円 309.0	※1 千円 300.2	298.5	293.2	297.2	302.8
			前年比 前年同月比	※1 % △ 0.9	※1 % △ 2.8	△ 4.1	△ 4.1	△ 4.6	△ 1.9
		う ち 所定内給与	金額	※1 千円 282.5	※1 千円 277.5	275.6	274.5	277.9	280.1
			前年比 前年同月比	※1 % △ 1.7	※1 % △ 1.7	△ 2.8	△ 2.1	△ 2.4	△ 0.9
	総実労働時間数		時間数	時間 144.2	140.0	143.8	126.9	141.3	145.8
	[調査産業計]		う ち 所定外労働時間数	時間数	時間 12.3	10.6	10.5	8.6	9.3
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (厚生労働省)		前年度比 前年同月比	% 1.2	0.0	0.8	0.2	0.2	0.2
	有効求人倍率 (厚生労働省)			倍 1.55	1.10	1.30	1.18	1.12	1.09
	実質国内総生産 (内閣府)		前年度比 前 期 比	% △ 0.5	△ 4.4	△ 7.9			

(注) 1 賃金・労働時間及び雇用・生産の常用雇用指数は、事業所規模30人以上（パート・アルバイトを含む。）の数値である。
2 物価、きまって支給する給与、所定内給与及び雇用・生産の常用雇用指数は、平成27年基準の数値である。
3 実質国内総生産は平成27年連鎖価格である。
4 ※1 欄は、暦年の数値である。
5 数値は令和3年9月27日時点のものである。

年					令和3年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
304.5	304.2	312.3	305.4	333.8	297.6	280.8	344.1	338.6
△ 6.5	△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5
315.6	295.8	296.8	299.8	332.0	303.0	271.0	287.6	392.1
△ 27.2	△ 37.2	△ 1.0	2.4	△ 18.2	△ 6.5	△ 9.0	△ 17.6	0.1
0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4
△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.6
△ 0.6	△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8
291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3
△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6
269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9
△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1
301.0	301.8	302.4	301.5	300.8	296.0	295.5	299.9	305.7
△ 3.1	△ 1.6	△ 2.6	△ 3.2	△ 3.6	△ 1.1	△ 2.6	△ 0.2	2.4
278.4	279.8	278.5	277.8	277.4	273.8	274.1	277.0	282.4
△ 2.5	△ 0.7	△ 1.5	△ 2.2	△ 2.9	△ 0.5	△ 1.6	0.3	2.5
133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4
9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1
0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3
1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
5.4	2.8			△ 1.1				

